

第1条 本会は、IoR コンソーシアムといい、以下「本会」と称する。

第2条 本会の事務所は、名古屋市千種区に置く。

第3条 本団体の目的は、多様な形態のリアリティを接続する技術およびその応用の研究開発を推進し、産業や学術の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- ・インターネット・オブ・リアリティ (IoR) 技術の研究および開発の推進
- ・産業界および学術界との連携、情報交換、共同研究の促進
- ・国内外の関連組織との連携・協力の構築
- ・セミナーやワークショップなどのイベントの開催
- ・IoR 技術の普及啓発活動の実施
- ・その他、本団体の目的達成に資する活動

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。 (1)正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。 (2)賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、総会の承認を得るものとする。入会金額等については、総会において別に定める。

第7条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡したとき。
- (2)会費を2年以上納入しないとき。

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1)代表理事 1名
- (2)理事 3名以上

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員の1/3以上を配偶者と三親等以内の親族が占めることはできない。役員数が5名以下の場合は、親族等は1名も含むことができない。

)

第9条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、代表理事を補佐し、これに事故あるときは欠席のときは、その職務を代行する。

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

第11条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更
- (2)解散
- (3)事業の変更
- (4)事業報告及び収支決算
- (5)役員の選任又は解任
- (6)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

第14条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第15条 代表理事は、毎事業年度終了後6か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

第 16 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 17 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

第 18 条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならぬ。

第 19 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第 20 条 この会則は、総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。

附則

- 1 この会則は、この任意団体の成立の日から施行とする。
- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする
 代表理事 米澤 拓郎（名古屋大学大学院 工学研究科 准教授）
 理事 金岡 晃（東邦大学理学部 教授）
 理事 青木 崇行（株式会社 Kadinche 代表取締役社長）
 理事 塚田 学（東京大学大学院情報理工学系研究科 准教授）